

議案第 1 1 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

令和 2 年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）

専決第1173号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,650,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ731,874,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		237,183,682	1,753,015	238,936,697
	1 国庫負担金	83,743,471	161,998	83,905,469
	2 国庫補助金	153,095,980	1,591,017	154,686,997
19 県支出金		27,298,011	2,212	27,300,223
	2 県補助金	4,060,719	2,212	4,062,931
22 繰入金		20,158,415	1,895,730	22,054,145
	1 基金繰入金	20,158,415	1,895,730	22,054,145
歳 入 合 計		728,223,811	3,650,957	731,874,768

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		210,398,926	750,997	211,149,923
	1 社会福祉費	3,343,744	151,026	3,494,770
	2 障害者福祉費	36,602,159	43,850	36,646,009
	3 老人福祉費	18,196,447	15,620	18,212,067
	4 児童福祉費	95,643,840	540,501	96,184,341
4 衛生費		41,735,228	590,110	42,325,338
	1 保健衛生費	19,516,719	590,110	20,106,829
7 商工費		185,566,796	2,220,546	187,787,342
	1 商工費	185,566,796	2,220,546	187,787,342
9 消防費		18,340,772	57,738	18,398,510
	1 消防費	18,340,772	57,738	18,398,510
10 教育費		91,024,498	31,566	91,056,064
	7 保健体育費	6,397,047	31,566	6,428,613
歳 出 合 計		728,223,811	3,650,957	731,874,768